

昼夜居室処遇受刑者の適応に関する短期縦断的検討

前田 将太
(さいたま少年鑑別所)

<要 旨>

刑事施設において昼夜居室処遇に陥る可能性のある受刑者に着目し、反則行為の関連要因について調査研究を行った。544人の受刑者に対し、入所時及び入所後3か月経過時の2時点で質問紙調査を実施して結果を分析したところ、入所初期から反則行為に及ぶ受刑者は、入所回数が少なく、入所後3か月経過時の抑うつ・不安が高かった。また、刑事施設に入所歴のある累入者のうち、反則行為に及ぶ者はACE（逆境的小児期体験）が高く、PACE（保護的・補償的体験）が低かった。全体として累入者の反則行為は少ない中で、ACEの高さやPACEの低さの背景にある過去の体験がアロスタティック負荷になり、過度の覚醒状態を生じさせて反則行為を避けがたくしていることが示唆された。受刑者のACEやPACEそのものを変えることはできないが、受刑者の過去の体験と現在の状態を結び付けて関わることは可能である。一人一人の受刑者に対する温かなまなざしを持った職員の在り方が、受刑者にとって自他の存在を見直すきっかけになることが望まれる。

<キーワード>

受刑者、適応、逆境的小児期体験、アタッチメント、トラウマインフォームドケア

【はじめに】

令和4年6月、刑罰である懲役と禁錮を一本化する「拘禁刑」の創設を旨とした刑法等の一部を改正する法律が成立し（令和4年法律第67号）、令和7年6月から施行されることとなった（令和5年政令第318号）。改正刑法の施行により、現在、懲役刑受刑者に科されている刑務作業が義務ではなくなり、受刑者の改善更生や社会復帰に向けた教育や支援にも多くの時間を掛けられるようになる。これは、受刑者の立ち直りに向けた考え方の転換を背景に、刑事施設における再犯防止施策への更なる期待が込められたものと言える。

【問題と目的】

刑事施設の現状に目を向けると、受刑者の約半

数は、出所までの間に、他の受刑者に対する暴行事件や対人不安を背景とした刑務作業の拒否といった様々な反則行為に及んでいる（法務省大臣官房司法法制部，2022）。こうした反則行為に対しては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、居室内で着座して謹慎させる閉居罰等の懲罰を科する運用がなされており、受刑者の反省を促し、反則行為を抑制するのに必要な限度で厳正に対処している。それにもかかわらず、懲罰を科される人員は、令和4年では年間延べ約2万2千人に上っているなど、刑事施設における反則行為の現状は看過できないものであり、懲罰の威嚇力を背景とした処遇が奏功していない可能性がある。特に、反則行為を繰り返し、居室から出すことすらままならない「昼夜居室処遇

受刑者」と呼ばれる者への対応の難しさは受刑者の中でも際立っており、若年刑務官による昼夜居室処遇受刑者に対する制裁的な暴行事案の発覚を契機とした、受刑者に対する不適正処遇の問題（法務省，2023）にもつながっている。

刑事施設の職員の多くは、施設内での適応に支障を来たす受刑者に対しては反則行為の摘発や懲罰を科することに傾注せざるを得ず、必要な矯正処遇を実施できないことも多い。しかしながら、施設内での適応に支障を来たす受刑者にこそ、本人の事情を考慮して適切に矯正処遇を行うことができなければ、拘禁刑という新たな刑の創設を伴った画期的な法改正も骨抜きになりかねない。

受刑者の施設内適応は、Deprivation Model という環境要因の視点と Importation Model という個人要因の視点から議論されている（Dhami et al., 2007）。Deprivation Model では、受刑生活における適応の問題は、刑事施設の制限的な環境や厳格な生活規則の下に強制的に置かれることによるものとされている。一方、Importation Model では、施設内適応には受刑者の性格傾向や生活習慣が反映されると考えられている。

ところで、近年は司法・犯罪領域において発達臨床心理学の知見を生かした研究が台頭している。Felitti et al（1998）による ACE 研究は、個人が 18 歳以前に経験した虐待や両親の離婚・別居などの逆境的小児期体験（ACE）の実態を明らかにするとともに、ACE の累積により、成人後の心身の健康やリスクのある社会的行動に大きな影響を与えることを実証している。特に、抑うつ、肥満、アルコールや薬物依存、自殺企図、性的な逸脱行為などが ACE と関連し、反社会的行動の発達及び維持との関連を検討する上でも ACE は強い関心を集めている（Wente et al., 2023）。最

近では、ACE の把握とともに、逆境に直面したときにレジリエンスや情動制御を強めると考えられている小児期の保護的・補償的体験（PACE）に焦点を当てた研究も増えている。PACE には、「関係性」と「資源」の二つの要素があると考えられており、関係性の要素には、親友や家族以外の信頼できる大人の存在、コミュニティでの活動への参加などがある。また、資源の要素には、教育の機会が確保されていること、夢中になれる趣味を持つことなどが挙げられ、PACE は ACE による悪影響を緩和する効果が期待されている（Hays-Grudo et al., 2018）。

ACE は、子供の養育者に対する機能的でないアタッチメントの形成に影響するだけでなく（Bifulco et al., 2006）、ACE の増加と成人後の不安定なアタッチメント・スタイルとの関連について言及する研究もある（Murphy et al., 2014）。

幼少期から成人期にかけての適応について考えるとき、アタッチメント理論において特筆すべきは、子供の行動と養育者の応答による関係性の中で、内的作業モデルと呼ばれる心的表象が形成されることである（Bowlby, 1973）。内的作業モデルは、子供がアタッチメント対象である養育者との相互作用の体験を内在化していく中で、養育者への近接可能性や養育者の情緒的応答性に関する表象のみならず、自己に関する表象も含めて相補的に形作られる。そして、環境に対する個人の認知・感情・行動を方向付け、生涯にわたって社会性や適応に影響を与えると考えられている（Mikulincer & Shaver, 2007）。

受刑者の中には ACE のある者が多く存在することが推測されるところ、同じく ACE を有する対象者への対応が求められる精神医療や児童福祉領域の現場では、支援者の行為が、対象者の「再

トラウマ体験」を引き起こす可能性があることが問題視されている（亀岡，2019）。川野（2019）によれば、精神科病院では、職員が過度に権威的になり、患者の自尊心を削ぐ言動を取ることや、患者を孤立させる隔離を行ったり拘束したりすることが、患者の被虐待体験を想起させ、著しい不穏や興奮を引き起こすことにもなるという。

刑事施設にもこれと同じことが当てはまる可能性がある。刑事施設の規律秩序を維持し、受刑者を適応的に行動させるために必要と考えられてきた制限的な環境や厳格な処遇が裏目に出れば、受刑者の適応に悪影響を与える場合すらあると考えられる。受刑者の反則行為などの適応的でない行動の中には、被虐待場面を想起することで生じたトラウマ反応を呈しているものが含まれているかもしれない。また、受刑者の中でも、作業自体には取り組むのに集団場面への参加を拒む者、身体的愁訴による申出が多い者など、対人関係において特徴的な行動を示す者は珍しくない。工藤・浅田（平野）（2017）によれば、被収容者の問題行動は、個人の恐れや心的苦痛の低減をめぐるアタッチメント機能の不具合を背景としており、相手の内的状態を読み取り、応答することが必要であるとされている。これは、受刑者の施設内適応の理解と対応へのアタッチメント理論の応用可能性を示しているものと言えよう。

本研究では、受刑者の中でも施設内適応に支障を来し、昼夜居室処遇に陥るおそれのある入所初期から反則行為に及ぶ者に着目する。北村（1965）によれば、適応には、個人の主観的な内的状態の安定である内的適応と所属する社会や文化、対人関係などの外部環境への適応である外的適応の二つの側面があるとされている。受刑者の施設内適応に即して考えると、内的適応は、受

刑生活を送る上での受刑者の不安や自尊感情といった個人の心的状態の安定を指し、外的適応は、施設内での生活規則や動作要領を守り、職員や受刑者同士の対人関係も含めた環境に馴染むことと言え、反則行為は外的適応の問題の一つということになる。受刑者の反則行為に関連する要因として、Deprivation Model 及び Importation Model にならい、個人要因としては内的適応に関する抑うつ・不安及び自尊感情に加え、受刑者の施設内適応との関連が示唆される ACE や PACE、アタッチメントに関する変数について検討し、受刑者の施設内適応を促す矯正処遇の手掛かりを得ることが本研究の目的である。

【方法】

研究対象者 全国の刑事施設のうち、20 施設において、令和 5 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に入所した受刑者 611 人のうち、日本語を理解できないこと等の理由により、本研究への協力は困難であると刑事施設の職員が判断した者については除外した上、本研究への同意が得られた 544 人を分析の対象とした。

調査方法 刑事施設を所管する法務省矯正局成人矯正課の確認を経た上で、刑事施設の長との間で本研究の実施に係る協定を締結して質問紙調査を行った。質問紙調査は、刑事施設入所時（Time 1）及び入所後 3 か月経過時（Time 2）の 2 時点で実施した。質問紙は、各施設に必要な部数を郵送した。研究対象者への質問紙の配布、回収及び質問紙の返送は刑事施設の職員が行った。

倫理的配慮 本研究は、筑波大学人間系研究倫理委員会東京地区委員会に研究倫理審査を申請し、実施が承認された（課題番号第東 23-38 号）。質問紙は 1 部ずつ封筒に入れており、回収に当た

って研究対象者が記載した内容が刑事施設の職員の目に触れることがないように配慮した。質問紙の表紙には、回答するかどうかは自由であり、回答の有無や内容によって、刑事施設での処遇や評価に影響したり、不利益をもたらしたりすることはないこと、一度回答を始めたとしても、途中でやめることができること、個人情報外部に知られることはないことを記載した。質問紙への回答をもって同意したとみなし、同意しない場合は、未記入のまま質問紙を封筒に入れて刑事施設の職員に返却するようにした。

質問紙 1 の構成 (Time 1) ①ACE (Felitti et al., 1998; 坪井, 2014)、②PACE (Hays-Grudo et al., 2018; 斎藤, 2022)、③ECR-RS (Fraley et al., 2011; 古村他, 2016)、④K6 (Kessler et al., 2002; 古川他, 2003)、⑤自尊感情尺度 (SE) (Rosenberg, 1965; 桜井, 2000) の 46 項目から構成された。

質問紙 2 の構成 (Time 2) ①K6、②SE、③外的適応を把握する「反則行為の回数」、「反則行為の内容」、「昼夜居室処遇の延べ日数」、④研究対象者の属性 (性別、年齢、職業の有無、最終学歴、主罪名 (罪種)、刑名、刑期、入所回数、児童福祉施設等入所歴) の 28 項目から構成された。

データ分析 IBM SPSS statistics version 29.0 を使用した。

【結果】

研究対象者の属性 研究対象者の性別、年齢、最終学歴、職業の有無、入所回数、罪種、実刑期の人数を示した (Table 1)。

各変数の基礎統計量 受刑者の ACE、PACE、ECR 回避、ECR 不安、T1K6、T1SE、T2K6、T2SE の得点を算出した (Table 2)。

Table 1 研究対象者の属性

性別	男性 396(72.8)	女性 102(18.8)	不詳 46(8.5)					
年齢	20代 111(20.5)	30代 87(16.1)	40代 98(18.0)	50代 108(19.9)	60代 53(9.9)	70代 35(6.5)	80代 5(1.0)	不詳 47(8.6)
学歴	中学卒 118(21.7)	高校中退 120(22.1)	高校卒 144(26.5)	短大等中退 19(3.5)	短大等卒 37(6.8)	大学中退 11(2.0)	大卒以上 47(8.7)	不詳 48(8.8)
職業	有職 286(52.6)	無職 210(38.6)	不詳 48(8.8)					
入所回数	初入 278(51.1)	2入 64(11.8)	3入 53(9.7)	4入 34(6.3)	5人以上 56(10.3)	10人以上 7(1.3)	不詳 52(9.6)	
罪種	凶悪犯 16(2.9)	粗暴犯 32(5.9)	財産犯 219(40.3)	性犯 41(7.5)	交通犯 48(8.8)	薬物犯 120(22.1)	その他 11(2.0)	不詳 57(10.5)
実刑期	1年未満 48(8.9)	1~2年 157(28.9)	2~3年 144(26.6)	3~4年 81(15.1)	4~5年 25(4.7)	5年以上 24(4.4)	10年以上 7(1.4)	不詳 58(10.7)

人 (%)

Table 2 各変数の基礎統計量

	ACE	PACE	ECR回避	ECR不安	T1K6	T1SE	T2K6	T2SE
平均値	2.05	5.21	4.19	3.73	7.90	24.54	6.75	25.50
標準偏差	2.18	2.09	1.11	1.79	6.28	6.76	5.44	7.21
α係数	.75	.64	.72	.91	.90	.84	.88	.88

N = 494~537

受刑者の ACE 受刑者の ACE の平均値は 2.05 であり、363 人 (68.8%) が 1 つ以上の ACE を有していた。また、ACE の累積により心身の健康リスクが増加するとされる 4 以上の者は 127 人 (24.0%) であった (Figure 1)。また、受刑者の ACE の内容を Figure 2 に示した。

受刑者の PACE 受刑者の PACE の平均値は 5.19 であった (Figure 3)。また、受刑者の PACE の内容を Figure 4 に示した。

受刑者の抑うつ・不安 刑事施設入所時 (T1) における受刑者の抑うつ・不安を表す T1K6 の平均値は 7.89 であった。K6 は気分障害及び不安障害のスクリーニングツールであり、0 から 4 点までを症状なし、5 から 12 点までを軽症、13 点以上を重症としている。このスケールに当てはめると、症状なしは 197 人 (36.9%)、軽症は 224 人 (41.9%)、重症は 114 人 (21.2%) だった。

Figure 1 受刑者の ACE

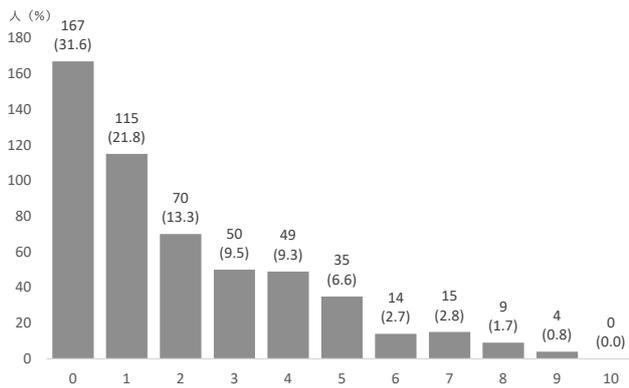


Figure 2 受刑者の ACE の内容



Figure 3 受刑者の PACE

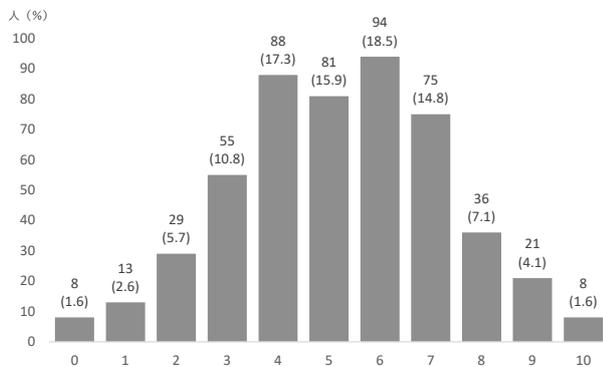
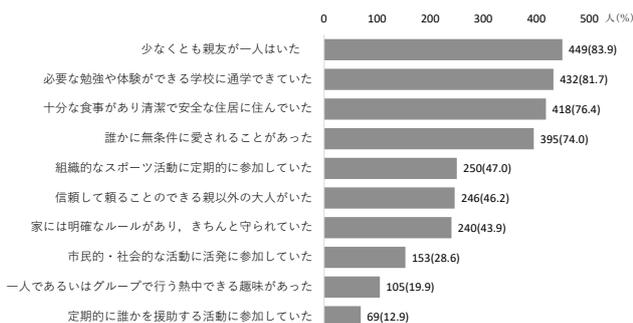


Figure 4 受刑者の PACE の内容



受刑者の内的適応の変化 刑事施設入所時

(T1) 及び入所後 3 か月経過時 (T2) の内的適応の変化を検討するため、T1K6 と T2K6 との間及び自尊感情の程度を示す T1SE と T2SE との間で、対応のある t 検定を行った結果、T2K6

($M = 6.74, SD = 5.44$) の方が T1K6 ($M = 7.89, SD = 6.24$) よりも有意に低く、T2SE ($M = 25.61, SD = 7.18$) の方が T1SE ($M = 24.52, SD = 6.79$) よりも有意に高かった (T1K6・T2K6, $t(494) = 5.11, p < .01$; T1SE・T2SE, $t(467) = 5.02, p < .01$)。

反則行為の回数と種別

1 回以上の反則行為をした者が 121 人 (24.3%)、反則行為をしなかった者が 376 人 (75.7%) であった。反則行為の種別では、作業中のわき見や就寝時間中の読書、盛夏の暑さに耐えられずに洗髪するなど、比較的軽微な反則行為を含む動作違反が 37 人 (26.4%) で最も多かった (Table 3)。

反則行為の有無と他の変数の相関分析

反則回数が 0 回の者を反則行為のない者、1 回以上の者を反則行為のある者として 2 値のダミー変数である「反則行為の有無」(反則行為なし=0、反則行為あり=1) を設定した。その上で、反則行為の有無と他の変数との間の共変関係の程度を確認するために相関分析を行った。反則行為の有無は、入所回数との間では弱い有意な負の相関があった ($r = -.12, p < .01$)。また、T2K6 との間では弱い有意な正の相関があった ($r = .15, p < .01$)。

Table 3 反則回数及び反則種別

反則回数	なし	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	不詳			
反則回数	376(69.1)	78(14.3)	24(4.4)	11(2.0)	2(0.4)	6(1.2)	47(8.6)			
反則種別	動作違反	作業拒否	反抗・争論	不正連絡	不正所持	不正授受	容貌変更	暴行	自傷	その他
反則種別	37(26.4)	24(17.1)	21(15.0)	16(11.4)	16(11.4)	14(10.0)	5(3.6)	2(1.4)	2(1.4)	3(2.1)

人 (%)

反則行為の有無の比較 相関分析の結果を踏まえ、反則行為のある者とない者の入所回数及びT2K6を比較するため、対応のないt検定を行った。その結果、入所回数は反則行為のある者(M = 1.87, SD = 1.83)の方が、反則行為のない者(M = 2.45, SD = 2.19)よりも有意に少なかった($t(236) = 2.85, p < .01$)。また、T2K6は反則行為のある者(M = 8.14, SD = 5.66)の方が、反則行為のない者(M = 6.28, SD = 5.31)よりも有意に高かった($t(193) = 3.19, p < .01$)。

なお、反則行為の有無と入所回数が1回の初入者及び2回以上の累入者との間で2変量の χ^2 検定を行ったところ、初入者よりも累入者の方が反則行為は少なかった($\chi^2(1) = 7.25, p < .01$)。

反則行為の有無と入所回数の組合せの効果

反則行為のある累入者の特徴について分析するため、反則行為の有無及び入所回数の初入・累入を独立変数として組み合わせ、相関分析で入所回数の累入において反則行為の有無と関連のあったACE($r = .16, p < .05$)、PACE($r = -.16, p < .05$)、T1K6($r = .17, p < .05$)、T1SE($r = -.15, p < .05$)、T2K6($r = .30, p < .01$)、T2SE($r = -.14, p < .05$)を従属変数とした2要因の多変量分散分析を行った。その結果をFigure 5、Figure 6、Figure 7に示した。ACE、PACE及びT2K6において交互作用が有意であり(ACE, $F(1, 438) = 4.61, p < .05$; PACE, $F(1, 438) = 6.98, p < .01$; T2K6, $F(1, 438) = 7.38, p < .01$)、交互作用が有意であった変数について単純主効果の検定を行ったところ、入所回数が累入で反則行為のある者はACEが高く、PACEは低かった。また、T2K6は高かった(ACE, $F(1, 460) = 4.05, p < .05$; PACE, $F(1, 460) = 4.98, p < .05$; T2K6, $F(1, 460) = 17.24, p < .01$)。

Figure 5 反則有無と入所回数の組合せの効果 (ACE)

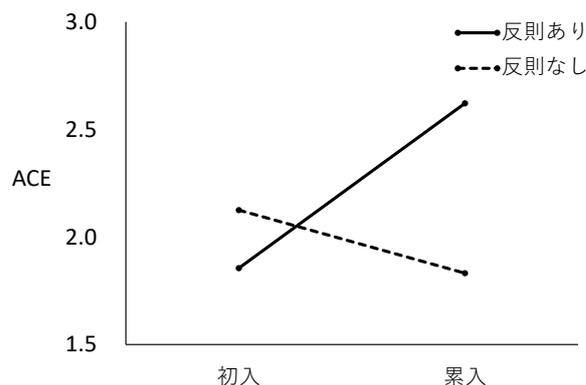


Figure 6 反則有無と入所回数の組合せの効果 (PACE)

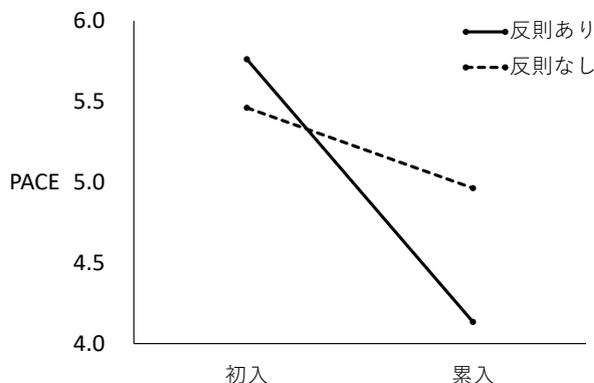
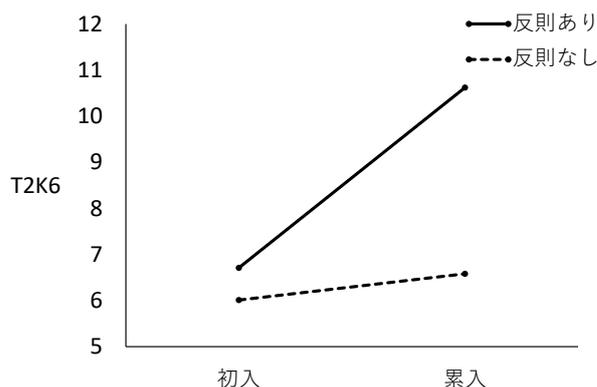


Figure 7 反則有無と入所回数の組合せの効果 (T2K6)



【考察】

受刑者の特徴を踏まえた矯正処遇 ACEを有する受刑者の割合は、一般群(菅原他, 2023)に比べて高く、精神科臨床群(田中他, 2021)と同程度であった。近年、精神医療や児童福祉の領域では、トラウマインフォームドケアが求められる

ようになっており（川野，2019；野坂，2019）、多くの受刑者が ACE を有している現状を踏まえると、矯正処遇においても、その基礎にトラウマインフォームドケアの視点を取り入れていくことが重要である。かねてより一部の刑事施設では、受刑者のトラウマ体験に対応した回復共同体（Therapeutic Community）による先進的な取組がなされている（毛利・藤岡，2018）。ここから得られた知見や技術に学び、他の刑事施設にも実施体制を拡大していくことが望まれる。また、入所時の抑うつ・不安を示す T1K6 の結果、受刑者のうち、およそ 5 人に 1 人は気分障害及び不安障害のスクリーニングで重症に該当し、精神医療上の配慮や処置を念頭に置いて対応する必要があることも分かった。受刑生活に支障を来すほどの著しい抑うつや不安には、刑事施設の医師等による医療上の適切な措置に加え、調査専門官等の心理職による症状軽減を目的とした心理教育やカウンセリングによる働き掛けも有効であろう。

ここで、制裁として刑罰が科されるはずの刑事施設において、受刑者のトラウマ体験を考慮したり、抑うつや不安を軽減したりして施設内適応を促すことには賛否両論あるかもしれない。この点、本研究は、受刑者の社会復帰と再犯防止のために施設内適応は必須であるとの立場を取っている。Bonta & Andrews（2017）を踏まえると、受刑者の施設内適応は矯正処遇における非犯因性ニーズの一つとして整理でき、非犯因性ニーズへの介入は、犯因性ニーズを標的とした矯正処遇を支えていると考えられる。すなわち、施設内適応に支障を来す受刑者に配慮した関わりは、受刑者の社会復帰と再犯防止に向けた矯正処遇の基盤を成しているということを付言しておきたい。

内的適応の肯定的変化の要因 多くの受刑者

が逆境的小児期体験を有し、抑うつ・不安も高い中で、刑事施設入所から入所後 3 か月までの間に、受刑者の内的適応は肯定的に変化する傾向があることも明らかになった。刑事施設は、規律秩序の維持や受刑者の改善更生のために厳格な処遇がなされるが、決して受刑者が理不尽に扱われたり殊更に貶められたりすることなく、全ての者が安心して生活するために配慮されている（法務省矯正局，2022）。法令に基づく一貫した処遇の下で、衣食住が保障され、生活習慣が一定に保たれるという刑事施設の保護的な側面が受刑者の内的適応の促進に寄与していると考えられる。また、刑事施設入所初期は、刑執行開始時調査という職員との個別面接や刑執行開始時の指導による受刑生活のオリエンテーション等が集中的に行われる。これから生活していく居室や就業する工場が決まり、刑事施設の中での「自分の居場所や役割」が明確になることや、職員や受刑者同士の人間関係なども含めて先の見通しが立つことも、自尊感情の向上や抑うつ・不安の軽減に関連していると思われる。

反則行為の要因を踏まえた矯正処遇 入所初期において受刑者の内的適応は肯定的に変化する傾向がある中で、外的適応の問題として反則行為のある者は、およそ 4 人に 1 人であることが分かった。女子受刑者において過去に反則行為があることは、更なる反則行為の再発リスクになるほか（遊間・山本，2013）、作業拒否をする男子受刑者は、その後も作業拒否を繰り返しやすいことが指摘されている（小林他，2013）。入所初期から反則行為のある者は、その後も反則行為を反復し、やがては昼夜居室処遇に陥るおそれがあることから、反則行為の要因を踏まえた施設内適応を促す矯正処遇を行っていく必要がある。

受刑者全体では、反則行為の有無に入所回数に関連しており、入所回数の少ない初入者は反則行為が多かった。反則種別において比較的軽微な反則行為を含む動作違反が多く見られたことを踏まえると、入所回数の少ない初入者は、細かな生活規則や動作要領が定められている刑事施設の処遇環境に不慣れであるがゆえに反則行為に至りやすい可能性がある。ここには、受刑者の何気ない行動が思いがけず反則行為として摘発されるだけでなく、社会内での感覚が抜けずに「つい魔が差して」、「軽い気持ちで」反則行為に及ぶこともあると推察される。特に初入者に対しては、当該受刑者の日常生活をつぶさに観察している担当刑務官を中心に、必要に応じて教育専門官等の協力を得て、個々の受刑者の理解や自覚を促す助言・指導を積極的に行っていくことが望ましい。

初入者に比べ、累入者の反則行為は少ないが、それでもなお反則行為のある者の特徴について分析したところ、累入で反則行為のある者はACEが高くPACEは低かった。また、T2K6が高かった。累入者にとって、刑事施設の処遇環境は見慣れたものであり、ある程度の予測も可能で適応しやすいはずだが、ACEの高さやPACEの低さの背景にある受刑者の過去の体験がこれを阻害し、反則行為を避けがたいものになっていると考えられる。

人にとっての適度なストレスは、適応に必要な覚醒状態を生じさせ、危険な状況に際して逃げたり闘ったり、あるいは固まるなどして生存を維持する準備性を高めるが、ACEによる慢性的かつ強度のストレスは、その閾値を超えたアロスタティック負荷になるとされており、刺激への反応が過剰になったり不適切になったりして生体の適応に支障を生じさせる (Hays-Grudo et al., 2018)。

さらに、PACEに示される「人から大事にされた、守ってもらえたと感じた関係性の要素」や「自分から物事に積極的に取り組めたり学んだりできた資源の要素」が乏しければ、アロスタティック負荷は緩和されずに成育するものと考えられる。こうした受刑者は、刑事施設の環境に慣れて落ち着いていくことが難しく、心身の緊張や他者への警戒といった過度の覚醒状態から抜けられず、反則行為に及ぶ危険性が高まることが示唆される。また、受刑者全体の傾向として内的適応は肯定的に変化する中で、累入で反則行為のある者の入所後3か月経過時の抑うつ・不安を示すT2K6の高さは、持続的に覚醒状態が生じる落ち着かなさと先の見通しの立たなさに加え、反則行為による懲罰への怖れによるものであろう。

こうした昼夜居室処遇に陥るおそれがある者のACEやPACEそのものを変えることはできなくても、当該受刑者の過去の体験を踏まえ、何が刺激になってどのような反応が起きているのか、「トラウマのメガネ」(野坂, 2019)をかけて受刑者に関わることは可能である。受刑者に懲罰を科すること自体がトラウマ反応を引き起こし、反則行為を反復する要因になり得ることも念頭に置かなければならない。

最近では、刑事施設の組織風土の変革の必要性から、受刑者の呼称にも変化が生じている(法務省, 2023)。職員は受刑者のことを「懲役」、「やつら」などと呼んで蔑視することもあったが、現在は受刑者の名字に「さん付け」をすることが強く推奨されている。これは、職員による受刑者の個別性の尊重につながるものであり、個々の受刑者に対する温かなまなざしを持った職員の在り方が、受刑者にとって自他の存在を見直すきっかけになることが望まれる。

今後の課題 昼夜居室処遇受刑者の適応要因を明らかにすることが本研究のテーマであったが、当該受刑者への直接的かつ継続的なアプローチは困難であり、入所初期から反則行為のある者の特徴を分析することで当該受刑者の適応要因を推測するにとどまった。また、ACEによるアタッチメント欲求や探索欲求の制限が、施設内適応に影響することを想定したが、本研究においてはアタッチメント・スタイルに関して特筆すべき結果は得られなかった。適切な調査方法やデータ分析の手法について検討していく必要がある。

【謝辞】

本研究は、筑波大学大学院人間総合科学学術院の修士論文として提出した内容の一部を加筆修正したものです。御指導いただいた安藤智子教授に深く感謝いたします。また、本調査は、刑事施設の職員の方々の御協力と調査に応じていただいた受刑者の皆さんがいなければ実現できませんでした。誠にありがとうございました。

【引用文献】

A.S. Morris, A. E. Treat, J. Hays-Grudo, T. Chesher, A. C. Williamson, & J. Mendez (2018). Integrating research and theory on early relationships to guide intervention and prevention Building Early Social and Emotional Relationships With Infants and Toddlers (p.21). (斎藤彩 (訳) (2022). 保護的・補償的体験 (PACEs) の質問紙)

Bifulco, A., Kwon, J., Jacobs, C., Moran, P. M., Bunn, A., & Beer, N. (2006). Adult attachment style as mediator between childhood neglect/abuse and adult depression and anxiety. *Social Psychiatry and Psychiat*

ric Epidemiology, 41, 796–805.

- Bonta, J., & Andrews, D. A. (2017). *The Psychology of Criminal Conduct 6th edition.* (ジェームズ・ボンタ, D・A・アンドリュース, 原田隆之 (訳) (2018). 犯罪行動の心理学 原著第6版 北大路書房)
- Bowlby J (1982). *Attachment and loss: Vol. 1 New York, Attachment Basic Books.* (黒田実郎他訳 (1991): 愛着行動 (母子関係の理論 (1) 新版) 岩崎学術出版社)
- Dhami, M. K., Ayton, P., and Loewenstein, G (2007). *Adaptation To Imprisonment: Indigenous or Imported?* *Criminal Justice and Behavior*, 34(8), 1085–1100.
- Felitti, V. J., Anda, R. F., Nordenberg, D (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults. *The Adverse Childhood Experiences (ACE) Study. Am J Prevent Med*, 14, 245–258.
- 古川壽亮他 (2003). 一般人口中の精神疾患の簡便なスクリーニングに関する研究 厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 研究協力報告書
- 法務省 (名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会) (2023). 提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～
- 法務省矯正局 (2022). 日本の刑事施設
- 法務省大臣官房司法法制部 (2022). 矯正統計調査
- J. Hays-Grudo, A.S. Morris (2018). *ADVERSE AND PROTECTIVE CHILDHOOD EXPERIENCES: A Developmental Perspective* (菅原ますみ他 (監訳), 松本聡子他 (訳) (2022). 小児期の逆境的体験と保護的体験 明

- 石書店)
- 亀岡智美 (2019). ト라우マインフォームドケアと小児期逆境体験 精神医学, 61 (10), 1109–1115.
- 川野雅資 (2019). 日本へのトラウマインフォームドケアの導入 精神医学, 61 (10), 1117–1125.
- Kessler, R. C. Andrews, G., Colpe, L. J., Hiripi, E, Mroczek, D. K., Normand, S. I. et al (2002). Short screening scales to monitor population prevalences and trends in nonspecific psychological distress. *Psychological Medicine*, 32, 959–976.
- 北村 晴朗 (1965). 適応の心理 誠信書房
- 小林北斗・木高暢之・藪内秀樹 (2013). 刑務所において就業拒否を繰り返す被収容者の特徴 犯罪心理学研究, 51 (特別号), 116–117.
- 古村健太郎・村上達也・戸田弘二 (2016). アダルト・アタッチメント・スタイル尺度 (ECR-RS) 日本語版の妥当性評価 心理学研究, 87, 303–313.
- 工藤晋平・浅田 (平野) 慎太郎 (2017). アタッチメントの観点から非行・犯罪をモデル化する 心理学評論, 60, 140–162.
- Mikulincer, M., & Shaver. P. R. (2007). *Attachment in adulthood: Structure, dynamics, and change*. New York: Guilford Press.
- 毛利真弓・藤岡淳子 (2018). 刑務所内治療共同体の再入所低下効果—傾向スコアによる交絡調整を用いた検証— 犯罪心理学研究, 56 (1), 29–46.
- Murphy, A., Steele, M., Dube, S. R., Bate, J., Bonuck, K., Meissner, P., Steele, H. (2014). Adverse childhood experiences questionnaire and adult attachment interview: Implications for parent child relationships. *Child Abuse & Neglect*, 38, 224–233.
- 野坂祐子 (2019). 児童福祉におけるトラウマインフォームドケア 精神医学, 61 (10), 1127–1133.
- Rosenberg, M. (1965). *Society and the adolescent self image* Princeton. NJ: Princeton University Press.
- Sakurai et al (2011) . Screening performance of K6/K10 and other-screening instruments for mood and anxiety disorders in Japan *Psychiatry and Clinical Neurosciences* (2011), 65, 434–441.
- 桜井茂男 (2000). ローゼンバーグ自尊感情尺度 日本語版の検討 筑波大学発達臨床心理学研究, 12, 65–71.
- 菅原ますみ他 (2023). 養育環境リスク要因の累積が人間発達に及ぼす長期的影響と影響防御機序の解明 科学研究費助成事業研究成果報告書
- 田中英三郎他 (2021). 精神科診療所受診患者における逆境的小児期体験と生涯トラウマ体験の頻度および PTSD 症状に関する横断調査 精神神経学雑誌, 123 (7), 396–404.
- 坪井聡 (2014). 児童虐待の被害を測定する国際的調査票の日本語版の作成 科学研究費助成事業研究成果報告書
- Wente et al (2023) . The Suitability of the Childhood Trauma Questionnaire in Criminal Offender samples *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 20, 5195.
- 遊間義一・山本麻奈 (2013). 女子受刑者の反則行為に対する処遇環境の効果 犯罪心理学研究, 51 (特別号), 14–15.